

共同親権運動

17号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2011年9月19日

離婚裁判に本人で勝つ！ 相手は4人の弁護士

今年5月に妻から提訴された離婚裁判が先日、「請求放棄の和解」で終了した。原告側が提訴の理由がないことを認めたこちらの実質勝訴である。提訴されてわずか2か月余り。相手の原告代理人には地元ナンバーワンの有名弁護士を筆頭に総勢4名の弁護士名が連ねていた。

破たん主義を採用している日本の離婚裁判において離婚の回避はミッションインポッシブル。訴状をはじめて受け取った時、「どうせ負けるのなら弁護士を雇うのは金もつたいない。精いっぱい悔いのないよう戦って玉砕しよう」、そう覚悟して一人で答弁書を作り始めた。

シンプルに、美しく！ 数学の証明問題のような感覚で訴状に対する反論とこちらの主張をまとめる。戦場となる論点はあまり広げないよう気を付けるが、地上戦＝事実認定の争い＝だけでなく、空中戦として民法770条の法解釈も交ぜておく。答弁書に続いて、こちらの主張を裏付ける証拠を探して提出する。

公判には知人に傍聴人として応援に来てもらった。裁判官からの印象はいい。公判2回目では本人尋問が行われた。尋問終わると裁判官から判決日が告げられる。すると突然、相手弁護士が話し合いがしたいと申し出た。そのまま法廷から和解室へ。そして離婚の請求を放棄するという和解の形で裁判は終了。二人の子どもの親権を守る事はできた。

勝因は色々あると思うが、負けを覚悟しつつも、可能性を追い求め、希望は失わなかったことが大きいと思う。 (榊原 平)



2人の娘との面会交流の様子

こんなことやります kネット定例会 日時・10月16日午後、場所・銀座セミナールーム、詳細についてはお問い合わせ下さい/共同養育センター相談日 日時・10月4日、10月11日、10月18日、11月1日、8日、15日)、18:00～21:00、場所・銀座セミナールーム、料金3000円(1時間、1時間超は1時間毎に1000円の加算)相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます



原則交流・共同養育 第Ⅱ期共同親権運動ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市東3-17-11 好日荘B-202

電話 03-6226-5419 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普)3166777一般社団法人共同親権運動ネットワーク

● 主張

間違いだらけの 弁護士選び

桑原正樹

ジャーナリスト津田哲也氏のブログ“NEWS RAGTAG”によれば、2011年8月11日、兵庫県に住む元夫婦の男女が、兵庫県弁護士会所属の佐藤功行弁護士を詐欺罪などの疑いで兵庫県警に告訴・告発。同県警は同日付で受理した。告訴した女性は、佐藤弁護士の元依頼者。女性は'06年、佐藤弁護士が理事を務める女性人権団体を通じ、同弁護士に離婚事件を委任。佐藤弁護士は元妻をそそのかし、虚偽のDV（ドメスティック・バイオレンス）被害を主張。元妻は2007年1月に告発人の男性と調停離婚していた。

この離婚事件で、女性が弁護士費用の立て替え制度を利用して法テラス（財団法人「日本司法支援センター」）に対し、佐藤弁護士は報酬の額を過大に報告、自身に請求させることで通常約15倍の報酬を得ていた。このことが詐欺罪にあたるとして女性は告訴。さらに佐藤弁護士は、離婚の成立後に「DV被害のでっち上げ」などの不正の発覚を防ぐための“裏工作”をはかり、女性に関する戸籍謄本や住民票の写しを不法な手段で取得する等している。それらの行為についても戸籍法違反と住民基本台帳法違反として今回の告訴に加えられている。

この他に佐藤弁護士は、別の女性の代理人となって東京高裁で控訴審が争われている離婚裁判の1審 家裁判決で「DV被害のでっち上げ」を認定され、敗訴している。

上述の佐藤功行弁護士の事例は、（記事の通りの事実であるならば）明らかに故意の違法行為をとまらぬ極端な事例ではある。しかし日本の今日の離婚事件においては相当の割合で、弁護士が子供の連れ去りを依頼主に指導し、DVをでっち上げ、家族間の葛藤を積極的に“作出”している実態がある。

私自身の妻との離婚事案においての体験を話す。私が相談に出向いた最初のM法律事務所のK弁護士に。初めて会った当日に言われた事は「父親が親権をとれる可能性は極めて低い。どうしても子供との生活を望むのであれば子供を連れて家を出なさい。」という事であった。また「妻側はどんな小さな事でも大

げさに取り上げてDVを主張してくる。その覚悟はあるか。」とも言われた。K弁護士は私との相談を通じて終始悲観的な見通ししか言わなかった。私は子の連れ去りをすすめるK弁護士の姿勢を受け入れる事ができず、彼への依頼を止め、後日別の弁護士に代理人を依頼した。しかし今改めて思えば、K弁護士の言っていた事は、これまでの日本の離婚事件における”常識”であり”正論”であった。

私の妻はA弁護士を代理人にすると同時に一切の夫婦間での話し合い拒否を宣言し、感情的な言葉で家庭内の対立を演出し始める。（当時はまだ同居していた）そして離婚調停を開始して2ヶ月後、突然子供二人を連れて家を出た。そして家庭裁判所に「夫によるDVの恐れがあり別居を決断した」との記述を含む婚姻費用支払いの申し立てを提出した。夫婦の対立を煽り「子供の連れ去り別居」⇒「DVを主張」という雛形にはめることは、子供を盾とし、より”効率的”に離婚事件を処理することができる合理的な方法なのだ。

もうひとつ、別居親当事者であるIさんの事例を紹介したい。Iさんは、突然に子供を連れて妻Jさんに家を出ていかれた。Iさんには新しい住所を伝えられる事はなかった。Iさんはもう二度と子供と会えなくなるのではないかと心配し、B法律事務所を訪ねる。Iさんは子供たちと再び暮らせることを望んでいたがJさんと離婚する事を望んでいなかった。Iさんの担当弁護士Cは詳細な説明をしないまま家庭裁判所に離婚調停を申し立て、子供の親権者をIさんと定めるように求める主張を行なった。

はたしてIさんの妻の弁護士は、日常的にIさんがDVを行っていたと主張、連れ去り別居をやむを得ない避難措置であるとし、離婚、子供の親権等をもとめて反訴。事態は泥沼化してしまう。Iさんのように、離婚を望まず、夫婦関係の修復と子供と暮らすことを望んでいる場合、まずは「夫婦関係調整申し立て」を行う事が出来たはずだが、弁護士CからIさんに説明される事は無かった。

医療分野では、医師を選択するにあたり別の医師に「セカンドオピニオン」を求めてどの医者に頼るか、どの医療方針を選ぶかを判断する制度が定着している。同様の制度は弁護士に依頼をするときにも必要である。これから弁護士への依頼を考慮しておられる方々には、より多くの知識を得るためにも複数の弁護士と面談され、誰に頼むかを熟考し判断される事をお勧めしたい。当kネットを含む、別居親当事者団体に相談される事も、一助になる可能性があるのご検討いただければと思う。

円満に離婚……それでも子どもと引き離される現実

宮原朋瑚

大分県の宮原です。昨年当事者の仲間入りをしました。私と元配偶者は、離婚前には「週末に私の住まいに子どもを連れて来てくれる」という話を交わしていました。複雑な事情があつての離婚でしたが当人同士としてはかなり円満に別れを決意し、離婚後3カ月間は比較的穏やかに同居をしました。しかし、別居し離婚が現実のものになると、相手方は面会交流時に、私と子どもとの自由な移動を制限はじめました。毎週末は宿泊で子どもと過ごせていたものの、「相手方の自宅で過ごすよう」に言われ、少なくとも私の住居には行かせまいとしました。自宅という安心できる自由な場所で子どもと密な時間を過ごさせてほしいとどれだけ心を砕いて話しても、当事者間では解消できませんでした。そこで面会交流と監護者指定の調停申請をしました。裁判所にお願いすれば、「法も犯していないしDVもない私が子どもとの面会に制限を受ける言われはない」「きっと法の番人である裁判所は親子の関係を守ってくれる」と信じての調停でした。1回目の調停で大分地裁N支部のN調査官が言った言葉は「審判になると月1回が平均ですから」でした。「この件の場合と他の事案の平均とは条件や状況が全く違いますね、平均は関係ないですよね」私はそう答えて、事案ごとに真剣に向き合った判断してくれるものと信じていました。

◆裁判所ビギナー

2回目の調停の時には相手方は早々に再婚に向けて動き、「面会を当面3カ月に1回」「中学生以降はなし」などと言いはじめました。「離婚しても親子ですから、しっかり合わせてあげましょう」そのように裁判所は斡旋し、法の番人として強制力を発揮してくれるものとその時の私はまだ思っていました。しかし、現実は違っていました。後日、当事者の会で宗像さんに『裁判所ビギナー』はそう思うんですよ」とニヒルな笑顔で言われ、当事者一同、「あ～、自分たちはビギナーだったのか！」と膝を打ったのでした。

相手方は2回目の調停が不調に終わり、こちらが審判手続きに移行するとほどなく再婚し、再婚者と子どもとの養子縁組を行いました。そして審判は、「新しい親権者の監護状況を見る」という名目で延ばしに延ばされ今に至っています。今年8月に出された調査官報告書は「親権変更は却下相当。面会は2カ月に1日8時間」です。1ヵ月平均4時間という家裁の『平均』を踏襲し、そ

れを2カ月分まとめ取りさせた結果となっています。裁判所の前例主義や、現状維持の原則を踏襲し、あらかじめその「答え」を導くために、調査を行い、都合のよい事実のみを取り上げていくという手法が、私の場合にも見事に当てはめられました。「母子関係は良好だ」という理由から、試行面接さえも不必要とされ、許されません。相手方がいくつも虚偽の申し立てをし、こちらがそれらを確実に反証していても、相手方の親権者としての資質は問われません。このような状況を想像できていたら、親権は決して譲りませんでした。

◆我が子のため。子どもたちのため。

驚くほどに日本の民法は「アップデートを怠って（宗像さん語録）」いて、離婚後の親子関係を守る力が貧弱であることを身をもって知りました。長くこの問題と闘って下さっているN弁護士から、「つい3年前でも相手方が『再婚して養子縁組』をしていれば、面会交流は断絶されていたんですよ」との衝撃の事実を知りました。アンビリバブルです。ようやく民法が5月末に少し変わりましたが、裁判所のとんでもない発言を見聞きするにつけ、「もう、どんどん変わってもらわないと、私の子どもも、今苦しんでいる子どもたちも、この後、両親の離婚に遭遇する子どもたちもみんな苦しみ続けてしまうじゃないか。」と憤るばかりです。

私自身は、kネットのみなさん、福岡の当事者の方々とつながって、一人じゃないんだなと思えて相当に勇気付けられました。憤りや苦しさを共有し、悩み苦しんでいるのは1人でないことに救われました。一人で問題を抱えて苦しんでいる人、声を上げることはできないと思い込んでいる人たちが、一人でも多くkネットなどのみなさんと出会えるようにお手伝いできたならと考え、先日大分で当事者の集いを開くことができました。kネットの宣伝活動と地元紙の心ある記者Yさんのおかげです。4人の当事者と出会い、2時間半という短時間でしたが互いのしんどさを語り合うことができました。会の後、参加者の方から「自分だけじゃないんだなって分かって嬉しかったです」「身内にも仕事場の人にも深いところは相談もできずにいたから話せてよかったです」「また話しましょう」という感想が出し合われたので正直ホッとしました。鹿児島から参加されたSさんの『裁判所はアンフェアだ』の言葉には一同大き

くうなずきました。きっと、もっと、うんと当事者はいるのだと思います。親たちも子どもたちも思っていることに蓋をしないで心をほどく時間と場所が必要なんだと思います。マスコミの方に協力いただきながら、どんどん声を出せずにいる人たちとつながり、いっしょにどんどん各地から声をあげていけば、これまでの運動で起きていた波をもっと大きくすることができるのかなと思います。

1日でも早く子どもたちがのびのびと実の親に

会えるようなあったかい社会に！と願うばかりです。「お父さんとお母さんは離婚したけど、〇〇とお父さん、〇〇とお母さんの関係は変わらないんだよ」と息子に語った言葉を、私は母親として実現したいと思います。そして、「必ず我が子を幸せにする」「必ずうらやましがられるような親子になる」と決意しています（^^）子どもたちのために、ともにがんばりましょう。しんどい時は、ぜひ湯の町別府にいらしてください。ご案内します。

「共同養育センター つむぎ」 便り

子どもたちの長い夏休みも終わって9月になりました。

「共同養育センター つむぎ」には、クーラーがありません。7月や8月にここで相談をしたという問い合わせに「クーラーがないのでどこか涼しいところでもいいですか？」とお答えしたことがありました。暑い中、事務所で相談を受けたこともありました。お互い汗をかきながら今置かれている状況を話し合いました。本当に風の通りはいいんですが昼間は暑い事務所なのです。申し訳ありません。

最近の相談では民法改正の話もします。民法改正で面会交流と養育費という文言が入ってどのように家庭裁判所が変わるのか、変えていくのかの過渡期に入ったと思っています。今が調停でも裁判でも頑張りどころだと思います。今までとは違う ということを出していてもいいと思います。

私自身もこの8月に審判の結果が出ました。もうご存知の方も多いと思いますが、「相手方は、申立人に対し、申立人と未成年者の面会交流を妨げてはならない。」というものでした。理由の中で「面会交流は離婚し別居する親子の権利である。」と明言してあること、また「未成年者の意向が形成されたのは、離婚当時の申立人と相手方との関係が未成年者に影響し、そのまま固定してしまったからであると解されるところ、約束どおり面会交流を実施していれば、上記のような身成年者の意向が固まらなかった可能性が十分に認められる。」（未成年者が幼いころの母のイメージが悪いこと）とも書いてくれてました。この結果を読んだときに、なんだか涙がとまりませんでした。

面会交流は別れた親子の権利ですから、これを使わない手はありません。面会交流を続けていけば別れた親に対するイメージが悪くならなかった、その通りですよ。おおいに利用できる場所は利用してください。

審判の結果を受けていろんなことが私の中で変わり始めました。何かがふっきれたという感じです。今まで手放すことができなかつたものを手放してもいいかなと思えるようになりました。9月中に自宅も引越しをすることになりました。身軽になって出直したいと考えています。

ようやく 少しは涼しくなってきました。これからがこの事務所が一番いい季節です。9月から毎週火曜日の10時から4時まで事務所に常駐することになりました。平日ですがお気軽に尋ねてください。もちろん他の時でもお電話いただけたら時間を合わせて開けにいけます。どんどん利用してください。（植野 史）

■一般社団法人 共同養育センター つむぎ

東京都国立市東3-17-11 B-202

tel 042-505-4339・090-4964-1080

応援カンパもいつでも大歓迎です。

当事者の視点での援助と口で言うのは簡単だけれど、実際にそれを行うのは簡単ではありません。そもそも援助には助けてあげる人と助けてもらう人という権力構造から成り立っています。この権力構造はすぐに差別抑圧構造に変わってしまいます。援助者は自身の都合で援助を組み立て、そのプランに当事者を乗せようとしています。当事者は援助者のコントロールに従い、いい当事者を演じます。

以前「虐待防止学会」のシンポで「否認する当事者をどうやって治療構造に乗せるか」という議論をマジでエライ先生方がやっていました。私はたまたま、「治療治療と言うな」と噛みついたのを憶えています。当事者をどうやってコントロールするかと言う事なんです。虐待というパワーコントロールに対して、権力と言うパワーコントロールで当事者の虐待をやめさせよう、というおかしな議論なんです。先生方はその事に誰一人気付かないのです。私はアホらしくなってその学会を退会しましたが。その学会は虐待を飯のタネにしている、虐待をなくそうなんて考えていない、とすら感じられた私でした。実際、その先生方がいくら頑張っても行政を動かしても、虐待が減ったと言う話は聞きませんからね。

当事者の視点に立って援助すると言うのは、権力構造を徹底的に排除した所で援助するのですから、パワーコントロールがいったい使えません。で、どうやって援助していくのか……当事者の世界に入り、ともに問題を克服するために助け合うのです。援助者と当事者は問題を解決する戦友なのです。この物語りは援助者の力を付け、援助者を育てます。

この援助概念がナラティブセラピーと言われるものです。私はその言葉を知ったのはこの六～七年前の事ですが、私がもともと試行錯誤で行ってた援助スタイルがナラティブセラピーにとっても近いものだと知ったと言う訳です。

私はカウンセリングを援助の基本としていますが、私は権威の与える資格は持っていませんし、必要とも思いません。むしろそれらはセラピーに邪魔です。

私のカウンセラーたる自負はクライアントの信頼と回復と言う事実です。また私の援助スキルの大切な部分は当事者からの学びによるものです。とはいうものの、まだまだ、ナラティブも一般的ではありませんし、私の行うメンズカウンセリングなんていうものは、得体の知れないいかがわしきもの、くらしいモノですね。





7月17日 8月21日 例会報告

☆7月17日学習会 「子どもの情報を開け！」

私は、2007年6月に、長男（当時3歳）を4歳の誕生日の2日前に連れ去られ、長男の母親の実家である名古屋に連れ去られ、その後4年間の係争を続けた結果、裁判離婚となっていた事が会社や同僚からの噂で知ったという、昼行灯な対応をしてしまった当事者です。

私の失敗の本質は、代理人弁護士を信用してしまった（依存してしまっただけ）事です。

離婚裁判は手が掛かるだけで、前向きな発言を繰り返して、訴訟を度々起こさせるが、実際はやる気がなく、適当（使いまわし）な訴状で裁判を起こしていた弁護士（二弁）を信じ子供を長期間に渡って不幸にしていまいました。

また相手方の弁護士は、事実を歪め書証なき主張を繰り返すDVを専門に取扱う有名な弁護士でした。今は、忙しすぎる？弁護士に依頼せず本人で審判を行っているところです。

前置きが長くなりましたが、榊原 平さんの『子供の情報を開け！』を聞いて悲しくなりました。知らなかったとはいえ、私も親権があったところにやっておくべきでした。

そのような仕組みを弁護士も教えてくれなかった事を憂いても仕方ないですが、親として学習指導要録や健康状態を把握しておくべきで、それらは監護権等の獲得に繋がるかも知れません。

親権があり、片親引離しにあっている当事者の方々は、躊躇せずすぐにでもお子様の情報を収集すべきだと思います。

私は残念ながら、親権を失ってしまいましたが、本人訴訟で相手方弁護士と係争が続いています。

子供の権利を護りたいと親である私たちが、

足もとだけでなく俯瞰で色々と問題点の指摘を繰り返さないとこの国の引離しの実態は、変わっていかないと私は思います。

加えて榊原さんの講演にありましたように、費用は通信費のみで誰でも簡単にできるものですから、是非皆さんも公金が使われているような状況に気づいたら、情報開示をしてみてください。使えるものは何でも使って現況を変えていきましょう。

子供の情報をもっと開けば、日本の引離しの実態も拓けると私は思います。

まずは、横連携を加速し、ともに行動していきましょう。（K）

☆8月21日例会報告

8月21日午後、第4回運営委員会が開催されました。

討議内容は運営実務に関することを確認しました。

k ネットホームページの管理を蓮見氏にこれまでしていただけています。これからも依頼していくため管理費としてk ネットより毎月5000円を支払うことに決定しました。

6月より開所した国立事務所の使用ルールについて植野氏より提案があり、以下のルールを9月いっぱい試行というかたちで運用する決定をしました。

- ・「一般社団法人 共同養育センター つむぎ」へ事務所家賃の一部負担として毎月3000円を支払う。

- ・常駐が現在できる状況にないため、毎週火曜日の10時～16時を開所日と定める。

- ・運用で検討すべきことが出てくることも考えられるので10月以降で確認をおこなう。

宗像氏が共同親権運動のリーフレットを編集しました。議員、賛同人、また会員へは配布。1000部印刷の予定です。リーフレットには運動に関心を初めて持つ方々も読みやすいように、主張やマンガコーナーも組み込まれた構成です。

原田氏が事情により会計をおりることになり、今後の担当者を検討しました。

17号会報の編集方針を8ページ構成として内容について検討しました。

ほかに次回定例の日時と内容を決定しました（H.H）

心に刻んで

おきた「口」と

二〇〇九年一月一五日以来、子どもたちと会えなくなってもうすぐ二年が経とうとしています。

昨年の今頃は、家裁で面会交流の調停をしていました。年四回、子どもたちの成長記録として写真や描いた絵などを送ってもらうことで、合意しました。今までに送ってもらった内容は、決して私自身が満足する内容ではないのですが、調停を起こす前までは、子どもたちの情報が一年間まったく受け取ることができなかつたこともあり、顔が半分しか写っていない写真を送られてきても、それはそれで私にとって大切な宝物になっています。

そして私自身は年五回、子どもたちにメッセージカードやプレゼントを贈ることに合意してもらっています。そのときに必ず子どもたちの母親あてに、子育ての感謝の気持ちを込めたカードを入れていきます。子育てに感謝の意を伝えることが、今の自分のできることだと思っています。

そして、子どもたちとの再会ができる日が来たときに備えて、「口」は、、、子どもの名前をしっかりと呼ぶために使おう。「耳」は、、、子どもの話しを最後までしっかりと聴いてあげるために使おう。「目」は、、、子どもの成長をしっかりと見るために使おう。「手足」は、、、子どもにも歩み寄りしっかりと抱き上げるときに使おう。「心」は、、、子どもと再会できたことをしっかりと感謝するために使おう。

そう、心に刻んでおこうと思いました。私はすべての感覚で、再会したときの子どもたちを包み込みたいと思っています。みなさんは今、「口」「耳」「目」「手足」「心」を、どのように使っていますか？

(宇野 努)

「もみぢのかげに

見送りし子よ」

先日、私が住んでいる地元立川の商店街ガイドブックなるものをもらった。パラパラと眺めているとこんな短歌が目にとまった。

「立川の 駅の古茶屋さくら樹の

もみぢのかげに 見送りし子よ」

歌人 若山牧水の歌で、JR立川駅北口ロータリーにその歌碑がひっそりと佇んでいる。

離れて暮らす父子が久しぶりに会い、別れ際に、見送りに来た子が樹かげから愛らしく父に手を振り、そんな我が子の姿を愛おしく思い、そして、またしばらく会えなくなる寂しさを募らせながら車窓から見つめる父、そんな情景を詠んだ歌ではないだろうか。

私は三ヶ月ほど前に「子供たちとの月一回の面会」という合意で離婚をした。今まで三回程子供たちと会うことができたが、指折り数えて待った面会日の子供たちと一緒に過ごす時間は、あつという間に過ぎ、別れ際に手を振ってくれる子供たちの姿を見ると、切ない思いがこみ上げてくる。

離婚はあくまでも親同士の事情。親権がないからと言って親子が月一回しか面会ができないとは普通ではない。ましてやお子さんとは何年も会えない方がいらつしやるとは全く信じ難いことである。

こんな当たり前の人としての情をも理解できていない裁判官や弁護士がこの国の司法を担っているとと思うと、何とも情けなくなる。ひよつとすると彼らは法律の条文に書いてあることではしか世の中を見ることのできないのではないだろうか。

(KIYOSHIRO 65)

裁判所の

水際作戦

最近、個人的に頼まれて相談にのっている人は家裁から金銭的な履行勧告がされていた。心配だったらぼくついていくからというぼくの申し出を、彼が家裁に伝えると、家裁には一人で来てくれって言われたという。

変なこと言うなと思ったので、直接調査官の名前を聞いて、ぼくが家裁の調査官に電話した。それによると、履行勧告は、調停の延長のアフターサービスだという。調停のつきそいを認めるかどうかというのは裁判所の職権主義というのがある以上、裁判官が決めることになる。その手続を知らせることなく、窓口で同行を断るというのは要するに仕事の手を抜きたいか、団体を恐れているのか、どっちにしても、「水際作戦」なわけだ。

ひととき、生活保護申請をさせない役所の手続が「闇の北九州方式」として話題にされたけど、裁判所も似たようなもん。

「あのね、不安があつて同行を申し出たんだから、その手続をその方に教えるというのが筋なんじゃないですか。いずれにしても行きますから。窓口業務から、調停の延長に移行するならその場で言うてください」

とやって電話を切った。どっちにしても、調査官にそんな権限ないんだから越権行為に当たる。

裁判所の職員に言われたことは、前例に基づいたことが多いのだけれど、その前例が理にかなつたものかどうかは、聞いてみないとわからない。みんな聞いてみずに、お役所のことだからとあきらめて、世の中変わつてこなかったなら、聞いてみるぐらい悪くはないよ。

(宗像)

